

就労支援と生活支援のワンストップサービス事業運営協議会設置要領

(趣旨)

第1条 「就労支援と生活支援のワンストップサービス事業に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条第2項に基づき、新潟市、新潟県、新潟労働局及び新潟公共職業安定所は、就労支援と生活支援のワンストップサービス事業運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員等)

第2条 協議会は、次に掲げる者により構成するものとし、必要がある場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

- (1) 新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課長
- (2) 新潟市福祉部福祉総務課長
- (3) 新潟市こども未来部こども政策課長
- (4) 新潟市東区役所保護課長
- (5) 新潟県産業労働部雇用能力開発課長
- (6) 新潟労働局職業安定部職業安定課長
- (7) 新潟労働局職業安定部訓練課長
- (8) 新潟労働局新潟公共職業安定所長

協議会での協議を円滑に行うため、必要に応じて、協議会の下にワーキンググループを設置することができる。

2 協議会の会長は新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課長とする。

3 会長は、協議会の議事を統括する。会長が都合により出席できない場合、その他協議会の議事を統括できないときは、会長があらかじめ指名した協議会の構成員が代理する。

(協議事項)

第3条 協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 協定書に基づき、地域の雇用失業情勢等を踏まえ、就労支援と生活支援のワンストップサービス事業の詳細、その実施方法及び目標等を定めた年度ごとの事業計画の策定
- (2) 事業計画に基づき実施された事業の評価
- (3) その他事業の実施に必要な事項

(協議会の開催等)

第4条 協議会は、毎年度定例会を開催することとするほか、必要に応じて開催する。

(秘密保持)

第5条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課において処理する。

附 則 この要領は、平成24年10月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年 3月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。